

徳島県公安委員会規則第5号

徳島県留置施設視察委員会に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月12日

徳島県公安委員会委員長 森 秀 司

徳島県留置施設視察委員会に関する規則の一部を改正する規則

徳島県留置施設視察委員会に関する規則（平成19年徳島県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「警察署長」を「留置業務管理者（法第16条第1項に規定する留置業務管理者をいう。以下同じ。）」に改め、同条第2項中「警察署長」を「留置業務管理者」に改める。

第3条第2項中「警務課長」を「留置管理課長」に改める。

第4条第2項中「警務課（以下「警務課」という）」を「留置管理課（以下「留置管理課」という）」に改める。

第5条中「警務課」を「留置管理課」に改める。

別記様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。